

でん て
電 手 決 済
サ ー ビ ス
の ご 案 内

1 はじめに	2
2 電子記録債権の概要	2
3 電手決済サービスの概要	3
1 電手決済サービスとは	3
2 電手決済サービスの全体像	3
4 ご利用メリット	4
1 手形と比較したメリット	4
2 一括決済方式(一括ファクタリング・一括支払信託)と比較したメリット	4
5 ご利用に際して	5
1 ご利用までの流れ	5
2 各種手数料	5
6 電手決済サービスの事務の流れ	6
1 債権(電手)の発生～期日決済	6
2 電手買取銀行(三菱UFJ銀行)への割引申込	8
3 譲受人を指定した債権(電手)の譲渡 (手形同様の廻し譲渡)	10
7 よくあるご照会	11
1 でんさいネットとの関係	11
2 会計処理について	12
3 残高証明書の発行	12
8 電手決済サービスQ&A	13

1 はじめに

本パンフレットでは、電子記録債権(手形代替的利用^{※1})に基づくお支払方法である「電手決済サービス(以下、電手)」^{※2}についての仕組み、導入メリットおよび事務フローをご案内いたします。

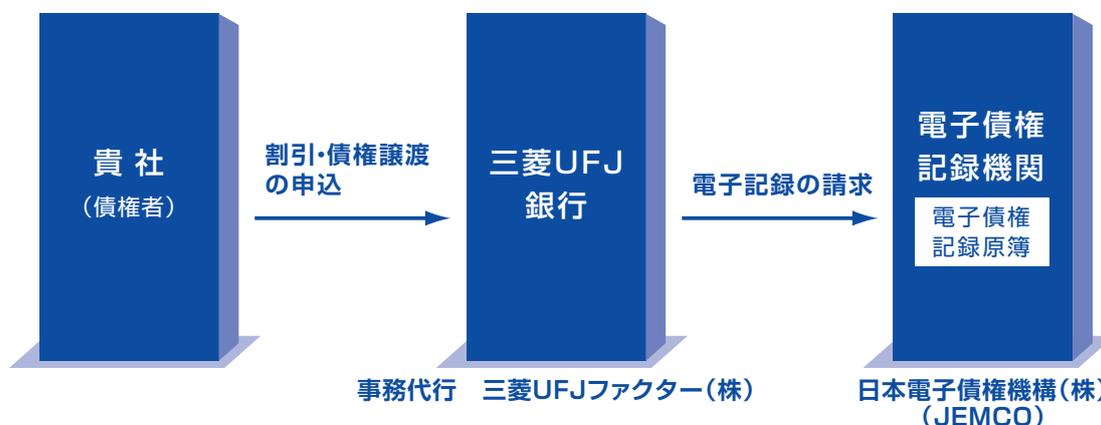
なお、移行スケジュールや電手導入にあたっての各種お手数料やご照会先等は、「電手のお受取・ご利用にあたって」を参照ください。

※1 金融庁・法務省パンフレットを参照ください(<http://www.fsa.go.jp/ordinary/densi02.pdf>)

※2 「電手決済サービス」は三菱UFJ銀行が提供するサービスです。また、「電手」は三菱UFJ銀行の商標です。

2 電子記録債権の概要

- ◆ 電子記録債権とは、2008年12月1日に施行された「電子記録債権法」に基づくものです。電子債権記録機関^{※1}が管理する電子債権記録原簿^{※2}へ電子的に記録することにより債権の発生・譲渡などの効力を生じさせるものです。
- ◆ 電子記録債権では記録原簿上に債権に関する情報を集約し、電子記録によって債権の存在を確実なものとし、手形における裏書や売掛金譲渡における対抗要件具備の手續等をすることなく譲渡が可能になります。
- ◆ 電手では、貴社からのご依頼に基づく電子記録の請求手続きを三菱UFJ銀行(事務代行:三菱UFJファクター株式会社)が代行します。
- ◆ 代表的な電子記録は、①発生記録(手形でいう「振出」)、②譲渡記録(同「裏書」)、③支払等記録(期日に決済がなされたことの記録)の3つが挙げられます。



※1 電手では、MUFGグループ会社である「日本電子債権機構株式会社(通称:JEMCO)」を電子債権記録機関としています。

※2 記録機関が電子的に記録を行う帳簿を指します。

3 電手決済サービスの概要

1 電手決済サービスとは

◆ 電手は、従来の手形や一括決済方式の利便性を組み合わせた仕組みであり、貴社に様々な債権の活用を提供できるものとなります。

従来の支払手段		利便性
手形	流通性	・譲渡(裏書)による支払に充当 ・取引金融機関での割引
一括決済方式	割引機能 期日決済	・パソコン(WEB)やFAXで割引の 依頼が可能 ・期日の取立が不要

▶

電手決済サービス※1
・パソコン(WEB)やFAXで、譲渡や割引の 依頼が可能 ・債権を分割して譲渡や割引が可能 ・提携金融機関での割引が可能※2 ・指定の口座に自動的に入金

※1 電手では、日本電子債権機構(株)(JEMCO)にて発生した電子記録債権を取り扱っております。他の電子債権記録機関にて発生した電子記録債権を本サービスで利用することはできません。

※2 電手買取サービス取扱金融機関の詳細につきましては、電手情報ポータルサイト <https://www.den-te.com/>にてご確認ください。

2 電手決済サービスの全体像

サービス全体を通じて、三菱UFJファクター(株)が三菱UFJ銀行の事務を代行します。



発生記録

- ① 貴社は、三菱UFJ銀行および日本電子債権機構(株)(JEMCO)と「電手決済サービス利用契約」を締結します。
- ② 支払企業との商取引の流れは、従来と同様です。
- ③ 支払企業は、債務内容に係る明細を三菱UFJ銀行(請求代行者)にデータ送信し、債権発生依頼の手続を行います。
- ④ 三菱UFJ銀行は、支払企業から受け付けた債権明細について、貴社に「発生記録予定債権(兼)割引のご案内」の通知を行います。(貴社は当該通知の受け取り時点から割引や譲渡を依頼できます)
- ⑤ 三菱UFJ銀行は、記録予定日にJEMCOに対して債権発生依頼を行い、JEMCOにて「発生記録」が行われます。

期日決済

- ⑥ 決済に係る情報がJEMCOから三菱UFJ銀行(口座間送金決済銀行)へ送信されます。
- ⑦⑧ 三菱UFJ銀行は、決済情報に基づき電手の支払期日同日付で決済資金の受渡を行います。決済完了後、JEMCOへ決済完了連絡を実施し、JEMCOにて「支払等記録」が行われます。

4 ご利用メリット

1 手形と比較したメリット

項目	内容
1 事務管理軽減	<ul style="list-style-type: none">●手形の受け取り・集金が不要●金融機関への手形取立・持ち込みが不要●支払期日(満期日)の管理が軽減
2 コスト軽減	<ul style="list-style-type: none">●買戻し義務のない低利率での割引が可能(かつ事前審査が不要)※ ※ 三菱UFJ銀行での割引に限る●債権の分割割引が可能●印紙代が不要(受取書が不要となるため)
3 リスク軽減	<ul style="list-style-type: none">●盗難、偽造、紛失を回避(電手は現物不発行)
4 利便性向上	<ul style="list-style-type: none">●廻し譲渡時の裏書手続が不要●分割譲渡が可能●定期的な自動割引が可能(8ページ「定期割引方式」ご参照)●発生日(手形でいう「振出日」)に資金化が可能(債権発生日同日付割引)●金融機関窓口に出向かずに事務所内での割引申込が可能

2 一括決済方式(一括ファクタリング・一括支払信託)と比較したメリット

項目	内容
1 自由な譲渡	<ul style="list-style-type: none">●貴社が選択した譲受人※へ自由なタイミングで、廻し譲渡が可能 ※ 譲受人が電手決済サービス利用契約を締結していることが前提となります。●将来債権(売掛金)の譲渡が不要
2 契約負担軽減	<ul style="list-style-type: none">●本サービスの契約は、一括決済方式のような支払企業毎の三者間契約(貴社・支払企業・金融機関)ではなく、三菱UFJ銀行(および日本電子債権機構(JEMCO))との利用契約となります。利用契約締結後に、新たに他の支払企業からの電手を受取る場合でも、原則として「支払企業登録依頼書」をご提出いただくだけでスムーズに電手の受取りが可能になります。*※ 決済口座が複数になる場合は、口座毎に利用者登録が必要となります。※ 但し、特定の支払企業については別途契約が必要になる場合があります。

5 ご利用に際して

1 ご利用までの流れ

STEP	項目
内容	
1 支払企業→貴社	支払方法変更のご案内受領
2 貴社	導入へのご検討、必要書類のご準備
	<ul style="list-style-type: none"> ● 本パンフレットをご参照の上、導入をご検討ください ● 必要書類は、同封「必要書類チェックリスト」および「記入見本」をご参照の上、ご準備ください ● ご不明点については、三菱UFJ銀行 電手・でんさいコールセンターもしくは支払企業へご照会ください
3 貴社→支払企業	契約書類の提出
	<ul style="list-style-type: none"> ● ご準備いただいた契約書類一式を封入の上、支払企業にご返送ください
4 三菱UFJファクター→貴社	利用者登録完了、導入準備
	<ul style="list-style-type: none"> ● 貴社がご選択したご利用サービス手段に応じて「登録内容のお知らせ」を通知いたします ● 別途、必要に応じて郵送にてマニュアルを送付いたします ● 取引時確認のため、記載いただきましたご住所に取引開始にかかわるお礼状を転送不要扱いの簡易書留郵便にてお送りいたします。お礼状の受取をもって取引時確認が完了します。

ご利用サービス

電手決済サービスのご利用手段として、以下2パターンを用意しております
貴社の作業環境に応じていずれかをお選びください

サービス手段	WEBサービス(BizStation セキュアコネクト)	FAXサービス
①各種通知書の受取	<ul style="list-style-type: none"> ● 通知書発行のe-mailを受信し、WEB上で通知書を確認 ● 過去に遡ってダウンロード可能 	● FAXにて受取
②割引申込（随時割引）	● 保有している電手について、三菱UFJ銀行を指定した割引申し込みが可能*1	
③譲渡申込	● 保有している電手について、譲受人を指定した譲渡の申し込みが可能*2	
④債権明細・残高確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準日を指定して保有電手の明細・残高の確認が可能 ● CSVファイルでも明細ダウンロードが可能 	—
⑤ユーザー管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理責任者の他に複数ユーザーの利用が可能 ● ユーザー毎に取引権限を設定が可能 	—

*1 電手買取サービス取扱金融機関への割引に関しては、個別に当該金融機関までご確認ください
*2 譲受人の利用者登録が完了していることが前提となります。

5 支払企業→貴社 電手お受取開始

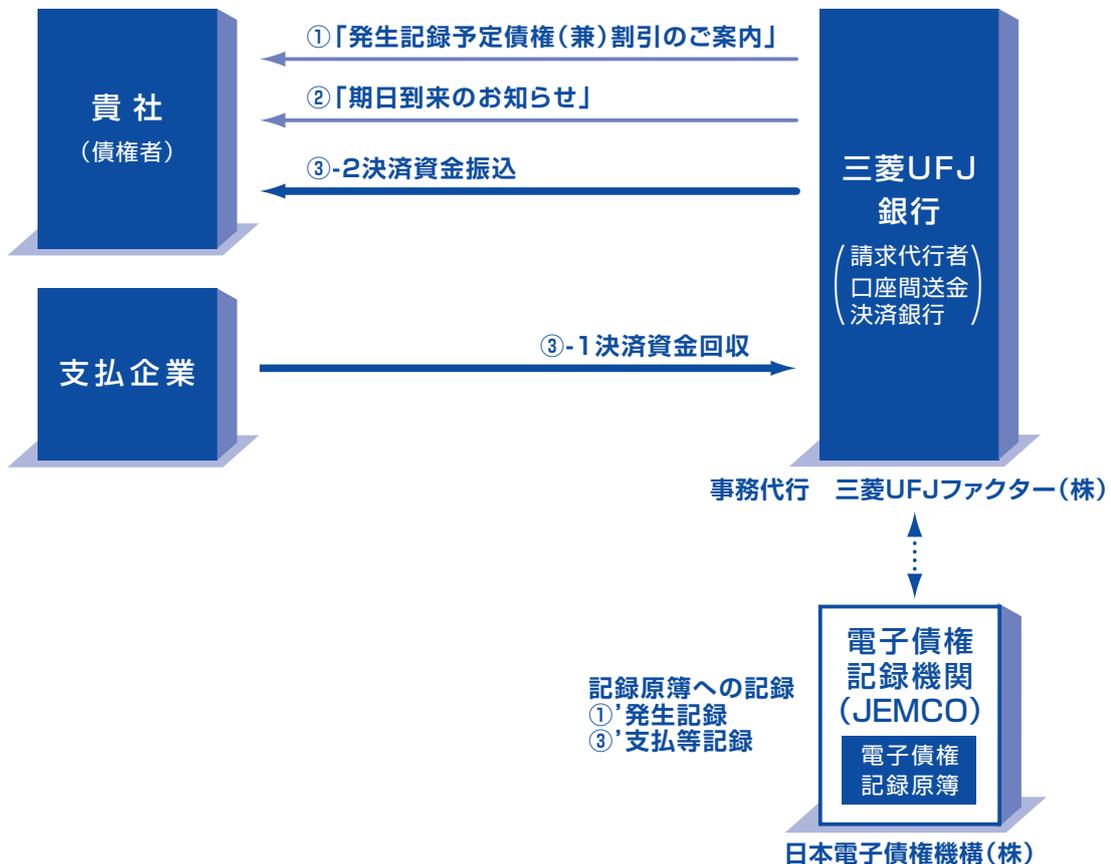
- ご選択いただいたご利用サービスで電手のサービスがご利用いただけます

2 各種手数料

項目	内容
初期費用 (※1)	利用契約申込書の印紙費用(※2)・商業登記簿謄本・印鑑証明書の取得費用 ※1 電手のサービス開始における当初申込手数料はございません。 ※2 印紙費用のご負担は契約方式によって異なります。 詳細は「電手のお受取・ご利用にあたって」でご確認ください。
経常費用	経常費用は、決済資金または割引資金を受取るための決済事務手数料のみです。 決済事務手数料が資金受取時に額面から差引きされて決済口座に入金されます。 決済事務手数料の水準については、支払企業によって異なります。 詳細は「電手のお受取・ご利用にあたって」でご確認ください。 ※電手の譲渡・分割に係る手数料はございません。

6 電手決済サービスの事務の流れ

1 債権(電手)の発生～期日決済



債権(電手)の発生

- ① 電手発生予定日の3営業日前に、貴社には「発生記録予定債権(兼)割引のご案内」※が届きます。電手発生日に、JEMCOにて発生記録が行われます。

期日決済

- ② 電手の支払期日の2営業日前に、貴社には「期日到来のお知らせ」※が届きます。
- ③ 電手の支払期日に三菱UFJ銀行は、支払企業から決済資金を回収し、貴社の決済口座に決済代金(決済対象電手の債権残高-決済事務手数料)を振り込みます。

※ 当初契約時に「利用者登録事項届出票 兼 印鑑票」にてWEBサービスを希望された場合には通知メール送先に登録したユーザーのe-mailにて、FAXサービスを希望された場合にはFAXにて、それぞれご案内を差上げます。

- ◆ JEMCOの電子記録情報に基づき、三菱UFJ銀行が電手の決済(口座間送金決済)を行います。(手形のような取立の事務はございません)

通知書見本

「発生記録予定債権(兼)割引のご案内」

20XX年00月00日

株式会社 ABC商事 御中
(お客さま番号 0000001)

株式会社 三菱UFJ銀行

発生記録予定債権(兼)割引のご案内

発生記録申請を受けました内容に基づき、発生記録の予定債権をお知らせいたします。
また、既に貴社が保有されている債権もあわせてお知らせいたします。
尚、以下の債権については割引が可能です。
随時割引をご利用なさる場合には、割引希望日の2営業日前の11時までにお申し込みください。
定期割引をご利用されている場合には、お申込の内容で自動的に割引のうえ入金されます。

記

【支払企業名】 0001 あいうえお 株式会社

【発生記録予定債権及び貴社保有債権(*)の明細】 基準日: 20XX/00/00
*印を付した債権が、従来より貴社が保有されている債権です。
(※)貴社が過去に譲受けた債権については、譲渡日を記載しております。

債権記録番号	金額	発生日(※)	支払期日	備考(管理情報)	支払部署
100000420000	¥1,000,000	2012/07/31	2012/08/31	0000000000	-
* 100000300003	¥300,000	2012/07/20	2012/08/20		
以下余白					
基準日割引可能額	¥1,300,000				

【定期割引方式申込内容】 ~ 定期割引方式をご利用のお客さまは、以下の内容で自動的に割引がおこなわれます。

割引指定日	発生日
割引金額	全額

【お問い合わせ窓口】 三菱UFJファクター 株式会社
(株式会社 三菱UFJ銀行の事務代行会社)
電話番号 0120-103172
ご不明点がございましたら上記窓口までお問い合わせください。
なお、上記内容に基づき、電子債権記録機関に対して必要な記録請求をおこないます。

以上
帳票No: B1R033

1 / 1

【ご案内日】
発生予定日の3営業日前にご案内が届きます。

【金額】
手形でいう額面に相当します。
(今回のお支払金額です。)

【発生日】
手形でいう振出日に相当します。

【支払期日】
手形でいう支払期日に相当します。(割引・譲渡せず、もしくは、分割利用後の残額がある場合にはこの日に振込まれます。)

現行の『手形』の一例

No. 約束手形 AB123456

収入印紙

株式会社 ABC商事 殿

金額 **¥1,000,000**※

支払期日 平成24年8月31日

支払地 東京都

支払場所 株式会社 東西銀行 東京支店

平成24年7月31日

振出地 住所 あいうえお 株式会社

振出人 代表取締役社長 ○○ ○○

印

東京 0000
0000-000

東
00

印

⑆ 12301=9999⑆ 481= 1234567⑆ 9876

2 電手買取銀行(三菱UFJ銀行)への割引申込

割引方式(定期割引と随時割引)

	定期割引方式	随時割引方式
1 【概要】	当初の申込により 定期的な自動割引ができる	WEBまたはFAXで 必要に応じて随時割引の依頼を行う
2 【メリット】	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎月の割引申込手続の省略が可能 ● 債権発生日(手形における振出日)同日付での割引が可能 	必要資金に限定した 機動的な割引が可能
3 【デメリット】	—	割引の都度申込手続が必要
4 【申込方法】	<p>「支払企業登録依頼書」の 「定期割引情報」欄にて申込※1</p> <p>「支払企業登録依頼書」の記入方法</p> <p>「定期割引情報」欄にて 「発生日同日付方式」または 「割引日指定方式」※2を選択</p>	<p>WEBまたはFAXで 必要の都度申込(次頁ご参照)</p> <p>「定期割引情報」欄にて 「定期割引を利用しない」を選択</p>
5 【申込期限】	—	割引希望日の2営業日前の 午前11時まで
6 【割引申込金額】	<ul style="list-style-type: none"> ● 「発生日同日付方式」の場合 発生債権全額のみ割引可能 ● 「割引日指定方式」の場合 一部金額を指定可能 (最低金額1,000円) 	発生債権全額または 一部金額指定いずれの割引も可能 (最低金額1,000円)
7 【割引料率】	割引料率は、支払企業によって異なる場合があります。 詳細は「電手のお受取・ご利用にあたって」でご確認ください。	
8 【割引金計算式】	割引申込金額 - {割引申込金額※3 × 割引料率 × 日数(両端) ÷ 365日}	

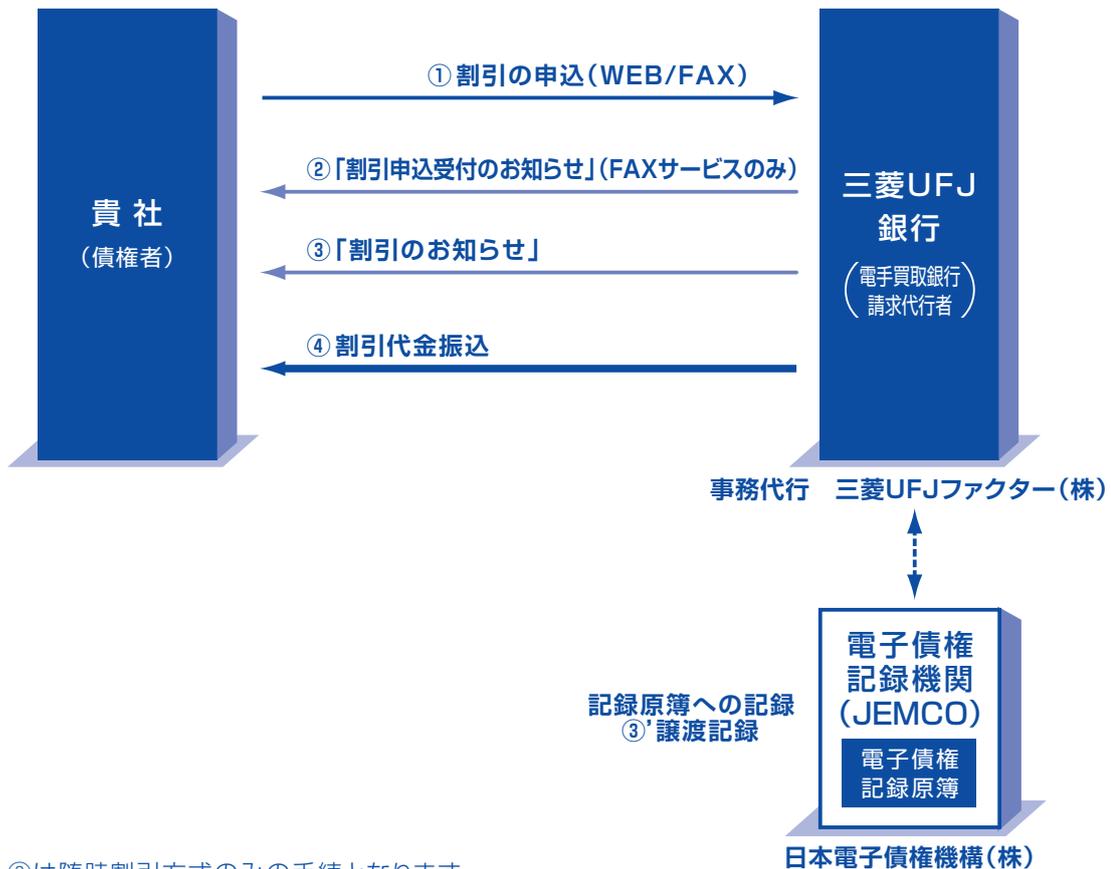
※1 支払企業単位での申込となります(定期割引条件は支払企業毎に指定します)。また、定期割引内容は、「定期割引内容変更依頼書」をご提出いただくことで変更することが可能です(三菱UFJ銀行 電手・でんさいコールセンターへご連絡ください)。

※2 債権(電手)発生日以外でご希望の割引実行日を指定する場合、「2.割引日指定方式」を選択の上、毎月の割引指定日をご記入ください。なお、割引指定日が休日の場合は前営業日に割引されます。

※3 付利単位100円(100円未満切捨)。

【計算例】 期日が90日後の債権1百万円を1.475%で割引:1,000,000 - {1,000,000/100 × 1.475 × 91/365} = 996,323(円)

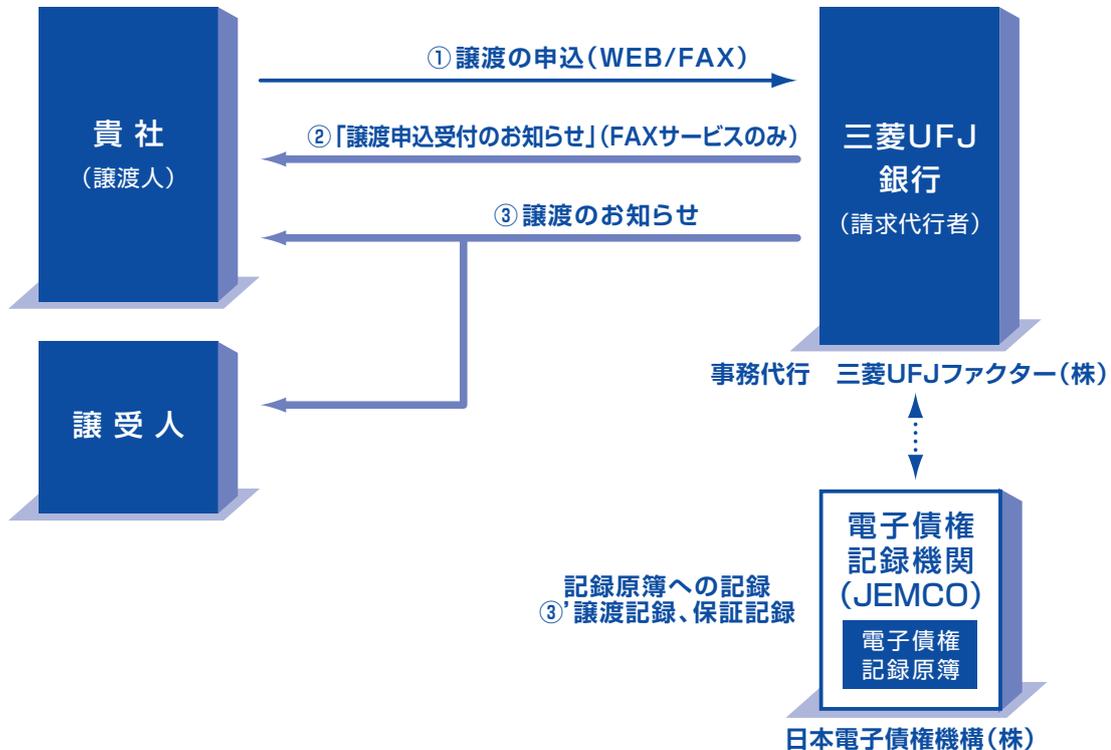
割引の事務の流れ



◆ ①、②は随時割引方式のみの手続となります。

- ① 貴社は三菱UFJ銀行にWEBまたはFAXで割引の申込を行います。
(割引申込は割引希望日の2営業日前の午前11時までとなります)
- ② (FAXサービスの場合のみ)三菱UFJ銀行は、貴社申込内容を確認する目的で「割引申込受付のお知らせ」をFAXで貴社へ送付します。
(WEB申込の場合は、申請照会画面より申込内容をご確認いただけます)
- ③ 三菱UFJ銀行は、割引希望日の2営業日前の午後に「割引のお知らせ」※を送付します。
「割引のお知らせ」到着後の割引の申込取り下げはできません。
※ 当初契約時に「利用者登録事項届出票 兼 印鑑票」にてWEBサービスを希望された場合には通知メール送信先に登録したユーザーのe-mailにて、FAXサービスを希望された場合にはFAXにて、それぞれご案内を差上げます。
- ④ 三菱UFJ銀行は、割引希望日に割引代金(割引申込金額-割引料)から決済事務手数料を差し引きの上、貴社の決済口座に振り込みます。

3 譲受人を指定した債権(電手)の譲渡(手形同様の廻し譲渡)



電手は、利用契約(一般利用者用)を締結している利用者間で自由に債権譲渡を行うことが可能です。譲受人の利用契約、利用者登録の手続きにつきましては、Q&A(13ページ)をご参照ください。

- ① 貴社は三菱UFJ銀行にWEBまたはFAXで電手の譲渡の申込を行います。
(譲渡申込は、譲渡希望日当日の午前10時までとなります)
 - ② (FAXサービスの場合のみ)三菱UFJ銀行は、貴社申込内容を確認する目的で「譲渡申込受付のお知らせ」をFAXで貴社に送付します。
(WEB申込の場合は、申請照会画面より申込内容をご確認いただけます)
 - ③ 三菱UFJ銀行は、譲渡希望日の前営業日の午後15時に「譲渡のお知らせ」*を貴社ならびに譲受人に送付します。
(ただし、譲渡申込を譲渡希望日の前営業日の午後以降に行った場合は、申込受付後、順次送付します)
「譲渡のお知らせ」到着後の譲渡の申込取り下げはできません。
* 当初契約時に「利用者登録事項届出票 兼 印鑑票」にてWEBサービスを希望された場合には通知メール送信先に登録したユーザーのe-mailにて、FAXサービスを希望された場合にはFAXにて、それぞれご案内を差上げます。
- 譲渡希望日にJEMCOにて電子記録がなされ、譲受人に電手が譲渡されます。
(電手の譲渡、分割譲渡に係る手数料はございません)
- ◆ 債権譲渡を行う場合、原則として譲渡記録と保証記録*の電子記録がなされます。この保証記録に基づき、貴社(譲渡人)は手形の裏書譲渡に伴う支払担保義務と同様の義務を負います。貴社の債権譲渡後に支払企業(債務者)が債務の決済を行わなかった場合、貴社には譲渡債権の支払に応じる義務が発生します。
* なお、三菱UFJ銀行(電手買取銀行)への割引については保証記録はなされません。
 - ◆ 電手買取サービス取扱金融機関*への割引依頼は、上記①の譲渡申込により、依頼先金融機関へ電手を譲渡する手続となります。詳しくは各取扱金融機関へお問い合わせください。
* 電手買取サービス取扱金融機関の詳細につきましては、電手情報ポータルサイト <https://www.den-te.com/>にてご確認ください。

7 よくあるご照会

1 でんさいネットとの関係

でんさいネットとは

「でんさいネット※」とは、2013年2月に開業した全国銀行協会および全国金融機関の、手形交換制度に代わる電子記録債権(でんさい)流通の仕組み(決済インフラ)です。

※でんさいネットは、電子債権記録機関「(株)全銀電子債権ネットワーク」の通称です。

詳しくは「でんさいネット」のホームページをご覧ください。 <http://www.densai.net/>

電手決済サービスとでんさいの比較

電手決済サービス (三菱UFJ銀行が提供するサービス)	でんさい (でんさいネット・参加金融機関が提供するサービス)
<ul style="list-style-type: none">◆一括決済方式の電子記録債権版のサービス → 支払企業の信用力に基づく買戻し義務のない低利率の割引機能有り◆手形的機能も装備し、利用者間の裏書譲渡が可能◆受取口座は自由に選択可能	<ul style="list-style-type: none">◆手形交換制度の代替(決済インフラ) → 割引は、現在の手形割引とほぼ同様の仕組み(債権者の信用力に基づく、お取引金融機関への申込)◆全国の金融機関が殆ど加盟しているため幅広いネットワークでの利用者間の裏書譲渡が可能◆受取口座は加盟金融機関の口座を選択

- ・支払側の企業がそれぞれの特徴、メリットに応じて、使い分けて電子記録債権を発生(振出)させます。
- ・電子債権記録機関毎にそれぞれに記録原簿を管理しております。
各記録機関で発生した電子記録債権を各記録機関の間で相互乗り入れは出来ません。
各記録機関で電子記録債権を受取る場合、各記録機関との利用契約が必要となります。

でんさいネットのご利用準備

- ・でんさいの受取に際しては、お取引金融機関受付を窓口としてでんさいネットへ利用登録し、利用者番号を取得することが必要となります。
- ・また、ご利用手段や債務者(支払企業)、債権者(納入企業)それぞれのご利用要件、各種お手数料は、ご利用金融機関毎に異なります。詳しくはお取引金融機関へお問い合わせください。

【三菱UFJ銀行でのでんさいのご利用について】

三菱UFJ銀行では、でんさいを活用したサービスとして「でんさいSTATION」を提供しております。「でんさいSTATION」での取引は、法人向けインターネットバンキングである「BizSTATION」のご利用が前提となります。

「でんさいSTATION」のご利用及び詳細内容については、弊社取引店へお問い合わせください。

2 会計処理について

◆ 電子記録債権に係わる会計処理については、企業会計基準委員会から公表されています。

売掛金に関連して電子記録債権を発生させ譲渡した場合の会計処理〔設例〕

債権者（納入企業）側の仕訳例

		借方		貸方	
1	商品100の売買	売掛金	100	売上	100
2	発生記録により、電子記録債権100が発生	電子記録債権	100	売掛金	100
3-1	譲渡記録により、電子記録債権を現金95と引換えに譲渡した場合	現金	95	電子記録債権	100
		電子記録債権売却損	5		
3-2	譲渡記録により、電子記録債権を買掛金100と引換えに譲渡した場合	買掛金	100	電子記録債権	100
3-3	債権100が決済された場合	現金	100	電子記録債権	100

資料出所：「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い」平成21年4月9日、企業会計基準委員会

詳細については、

（実務対応報告第27号「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い」
http://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/denshikiroku/denshikiroku.pdf）をご覧ください。

会計処理については、あくまで参考例として記載しております。詳細は、会計士または税理士にご確認ください。

3 残高証明書の発行

日本電子債権機構株式会社（JEMCO）にて記録している電子記録債権（電手）に係る残高証明書の発行については、以下の通りとなります。

証明対象残高	基準日時点における債権残高および保証残高※
手数料（消費税抜き）	残高証明書1通あたり 700円

※電子記録主義人（債権者）の場合、電手の譲渡に伴う保証記録の対象債権残高も表示されます。（10ページご参照）
 電子記録債務者（支払企業）向けには債務残高の残高証明書を発行いたします。

ご請求の流れ

WEBサービス	FAXサービス
WEB上で残高証明書の発行申請を実施	①JEMCOのホームページより以下の依頼書を取得 「残高証明依頼書（債権残高証明・保証残高証明用）」 （取得できない場合は、以下のご照会窓口まで照会ください） ②依頼書に必要事項を記入の上、受付窓口まで郵送

申請内容に応じて、JEMCOより残高証明書を発行・交付いたします。

（送付先に監査法人等をご指定いただくことも可能です）

※手数料の都度支払の場合には、JEMCOより手数料請求書を発行します。手数料の入金確認後に残高証明書を発行・交付いたします。

受付・ご照会窓口

三菱UFJ銀行 電手・でんさいコールセンター

0120-103-172（銀行営業日 9:00～17:00※）

フリーダイヤルがご利用いただけない場合は03-5730-1963（通話料有料）

※自動音声メッセージが流れますので、電手決済サービス「1」を押してください。

※ご照会内容によっては、翌営業日のご回答となる場合がございます。恐れ入りますが、予めご了承ください。

発行主体

日本電子債権機構株式会社（JEMCO）

詳細はホームページをご覧ください。 <https://www.jemc.jp>

8 電手決済サービスQ&A

発生・決済

Q1. 電手が発生したらどのようにわかるか？

A1. 紙の手形のように手形現物の受け取りがございませんので、電手発生予定日の3営業日前に三菱UFJ銀行から「発生記録予定債権(兼)割引のご案内」*を送付します。電手発生予定日にJEMCOで発生記録が行われます。

*当初契約時に「利用者登録事項届出票 兼 印鑑票」にてWEBサービスを希望された場合には通知メール送信先に登録したユーザーのe-mailにて、FAXサービスを希望された場合にはFAXにて、それぞれご案内を差上げます。

Q2. 割引時および期日決済時、通帳にはどのように表示されるのか？

A2. 決済代金が振り込まれる際、振込依頼人名として以下の通り表示されています。

割引の場合	D【支払企業名】フリビキ
期日決済時	D【支払企業名】ケツサイ

割引・譲渡

Q3. 受け取った債権額面を分割して割引できるか？

A3. 「定期割引方式(割引日指定方式)」もしくは「随時割引方式」は、額面のうち一部金額での割引が可能です。金額は千円以上一円単位でご指定ください。

「定期割引方式(割引日指定方式)」の場合は、「支払企業登録依頼書」にて金額をご指定ください。

Q4. 第三者へ譲渡(裏書)する場合、譲受人にとって必要な手続きは？

A4. 貴社と同様、譲受人も「電手決済サービス利用契約」(以下、「利用契約」)を締結していることが必要となります。

譲受予定のお客さまが契約未締結の場合には新規契約が必要となりますので、三菱UFJ銀行 電手・でんさいコールセンターまで、必要書類をご請求ください。

貴社は、譲受人が必要書類を三菱UFJファクターへ提出し、利用者登録が完了した後、譲受人に「お客さま番号(7桁)」を確認した上で譲渡申込にお進みください。

Q5. 第三者へ譲渡(裏書)する場合、譲渡先にはどのように通知されるのか？

A5. 譲渡先には貴社あてと同様の「譲渡のお知らせ」が発行されます。詳しくは10ページをご覧ください。

費用

Q6. 電手決済サービスの利用開始後にかかる費用は？

A6. 詳細は5ページ及び「電手のお受取・ご利用にあたって」でご確認ください。

電子債権記録機関

Q7. 電子債権記録機関とは、何を行うところか？

A7. 電子債権記録機関は電子記録債権法に基づいて、以下の業務を行います。

- ・記録原簿を備えて電子記録債権ごとに債権記録を作成
- ・当事者(債権者・債務者等)の請求等を受けて発生記録や譲渡記録、支払等記録等の電子記録を実施
- ・記録事項や電子記録の請求に当たって提供された情報の利用者への開示公正性・中立性の確保や、他の事業による影響を排除するため、電子債権記録業を専業としています。

「電手決済サービス」における電子債権記録機関は「日本電子債権機構(株)(JEMCO)」となります。

電手買取サービス取扱金融機関

Q8. 三菱UFJ銀行以外の金融機関への割引依頼は可能か？

- A8. 電手買取サービス取扱金融機関への割引依頼が可能です。(10ページご参照)
詳しくは電手情報ポータルサイト <https://www.den-te.com/> の取扱金融機関一覧にてご確認ください。
なお、割引料率・割引に必要な手続等については、割引依頼先の各金融機関にお問い合わせください。

ご利用手段 (WEB/FAX)

Q9. WEBサービスの場合、利用者登録事項届出票に記入する管理責任者以外の人が電手決済サービスを利用することは可能か？

- A9. 管理責任者がWEB上で複数ユーザーを設定することができます。
ユーザー登録時には、取引に応じて権限の設定が可能ですので担当実務に応じて設定ください。

Q10. FAXサービスの場合、過去の通知書の閲覧や保有債権明細・残高確認はできるのか？

- A10. WEBサービスのように過去の通知照会や申請内容照会、債権明細・残高確認はできません。都度、FAXにてお受け取りになる通知書を貴社にて保管いただく必要がございます。

取引時確認

Q11. 取引時確認の手続はどのように行われるのか？

- A11. 『犯罪による収益の移転防止に関する法律』および関連当局の監督指針に基づき、新規ご契約時の取引時確認手続が義務付けられております。「必要書類チェックリスト」および「記入見本」をご覧ください。必要書類にご記入の上、ご提出ください。書類ご提出後、「お取引時確認記録表」に記載いただいた「お客さま」、並びに「法人のお客さまの申込責任者さま」もしくは「個人事業主のお客さまの申込責任者さま」の双方のお届出住所に対して三菱UFJ銀行が「お礼状」を転送不要扱いの簡易書留郵便にて送付します。
「お礼状」のお受け取りを三菱UFJ銀行が確認した時点で、取引時確認手続が完了となります。
※JEMCOから業務を受託する三菱UFJ銀行にて取引時確認の記録を行います。

Q12. 商業登記簿謄本上の住所と実際の事業所の住所が異なるため、郵便物は届かないのだが？

- A12. 「お取引時確認記録表」の住所の欄には、郵便物の受取が可能な連絡先住所をご記載ください。
なお、この場合には追加の取引時確認資料として、領収印日付6ヶ月以内で連絡先住所記載のある納税領収書、もしくは公共料金領収書のコピーを併せてご提出ください。

Q13. 「お取引時確認記録表」の申込責任者と「利用者登録事項届出票 兼 印鑑票」の申込責任者は同一人物でなければならないか？

- A13. 必ず同一人物としていただく必要がございます。(なお、「利用者登録事項届出票 兼 印鑑票」の管理責任者は申込責任者と同一人物でも別人物でも結構です。)申込責任者は契約お申込に関する責任者という位置付けにあたり、別途公的証明書(運転免許証等)写しをご提出いただきます。(申込責任者が変更となる際には特段お届出は不要です。)

利用者登録内容変更

Q14. 利用者登録内容(代表者、管理責任者、決済口座など)の変更手続はどうしたらよいか？

- A14. 利用サービスに応じて、お手続きが異なります。
WEBサービスご利用の場合には、変更手続きの入力をWEBで実施し、依頼書を取得します。
FAXサービスご利用の場合には、三菱UFJ銀行 電手・でんさいコールセンターにご連絡いただき、依頼書を取得します。
依頼書を郵送いただき、「登録内容変更のお知らせ」が届いたら、変更手続が完了となります。
※WEBサービスご利用の場合、変更事項に応じてWEB上で変更手続が完了する場合がございます。

上記以外にも電手ポータルサイトにもQ&Aを掲載しております。
詳しくは電手情報ポータルサイト <https://www.den-te.com/> の電手決済サービスQ&Aにてご確認ください。

株式会社 三菱UFJ銀行

お問い合わせ窓口

三菱UFJ銀行 電手・でんさいコールセンター

0120-103-172

(銀行営業日 9:00~17:00*)

フリーダイヤルがご利用いただけない場合は 03-5730-1963(通話料有料)

※自動音声メッセージが流れますので、電手決済サービス「1」を押してください。

※ご照会内容によっては、翌営業日のご回答となる場合がございます。恐れ入りますが、予めご了承ください。

D02-202009 906

本商品を提供する三菱UFJ銀行が契約している指定紛争解決機関
一般社団法人全国銀行協会
連絡先/全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
受付時間/月~金曜日9:00~17:00(祝日、12/31~1/3等を除く)